

奈良市公報

号外第24号

平成25年12月12日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 文書法制課長
印刷所 関西印刷株式会社

目次

告 示

- 生活保護法の規定による介護扶助機関の指定…………… 1
- 生活保護法の規定による施術者からの事業の廃止の届出…………… 2
- 生活保護法の規定による施術者の指定…………… 2
- 配当計算書の公示送達…………… 2
- 生活保護法の規定による施術者からの事業の変更の届出…………… 2
- 生活保護法の規定による施術者からの事業の廃止の届出…………… 3
- 生活保護法の規定による施術者の指定…………… 3
- 障害者自立支援法に規定する指定特定相談支援事業者の指定…………… 3
- 障害者自立支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者の指定の更新…………… 3
- 登美ヶ丘11次2期住宅地(2工区)土地区画整理事業(A事業)の終了の認可…………… 3
- 登美ヶ丘11次2期住宅地(2工区)土地区画整理事業(B事業)の終了の認可…………… 4
- 奈良市北登美ヶ丘土地区画整理事業の終了の認可…………… 4
- 大和都市計画市街化区域と市街化調整区域との区分の変更に係る図書の写しの公衆縦覧…………… 4
- 放置自転車等の保管…………… 4
- 平成18年奈良市告示第594号(障害者自立支援法の規定による地域生活支援事業の実施に要する費用の額の算定に関する基準)の廃止…………… 5
- 障害者総合支援法の規定に基づく地域生活支援事業の実施に要する費用の額の算定に関する基準…………… 5
- 奈良市特定間伐等促進計画の変更…………… 6
- 奈良市バリアフリー基本構想策定協議会設置要綱…………… 6
- 一般競争入札の実施…………… 7
- 農用地利用集積計画の縦覧…………… 8
- 都市計画道路事業の事業計画の変更の認可に係る図書の写しの公衆縦覧(3件)…………… 8
- 特定有害物質によって汚染されている区域の指定…………… 8
- 建築基準法の規定による特例許可についての公開による意見の聴取…………… 9
- 奈良市母子家庭高等技能訓練促進費等交付要綱の一部を改正する告示…………… 9
- 奈良市母子家庭自立支援教育訓練給付金交付要綱の一部を改正する告示…………… 10

- 奈良市母子家庭等日常生活支援事業実施要綱の一部を改正する告示…………… 11
- 森林整備計画の公衆縦覧…………… 19
- 奈良市特定不妊治療費助成金交付要綱の一部を改正する告示…………… 19
- 住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況の公表…………… 23
- 障害者自立支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者の指定…………… 33
- 奈良市精神障害者通院医療費助成金交付要綱の一部を改正する告示…………… 34
- 奈良市幼児2人同乗基準適合自転車購入補助金交付要綱の一部を改正する告示…………… 34
- 奈良市点字図書給付事業実施要綱の一部を改正する告示…………… 34
- 奈良市定期予防接種費用助成金交付要綱の一部を改正する告示…………… 35
- 奈良市難病患者等ホームヘルプサービス事業運営要綱を廃止する告示…………… 35
- 奈良市難病患者等日常生活用具給付事業実施要綱を廃止する告示…………… 35
- 奈良市開発指導要綱の一部を改正する告示…………… 35
- 教育委員会への事務委任の一部改正…………… 35
- 市道路線の廃止…………… 35
- 市道路線の認定…………… 36
- 道路の区域決定…………… 37
- 道路の供用開始…………… 38
- 歩行者専用道路の指定…………… 38
- 開発行為に関する工事の完了…………… 39
- 奈良市小規模多機能型居宅介護事業所施設整備費補助金交付要綱の一部を改正する告示…………… 39
- 奈良市小規模多機能型居宅介護事業所施設開設準備経費助成補助金交付要綱の一部を改正する告示…………… 39
- 平成24年度奈良市一般会計補正予算の要領…………… 39
- 住民票の職権消除…………… 40
- 大和都市計画(奈良国際文化観光都市建設計画)公園事業8・6・3飛鳥公園等事業承認に係る変更図書の写しの公衆縦覧…………… 40

告 示

奈良市告示第163号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定しましたので、同法第55条の2の規定により告

示します。

平成25年3月18日

奈良市長 仲川元庸

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者			
名称	主たる事務所の所在地		
居宅介護支援かわかみ	奈良県奈良市神功五丁目4番地の22	居宅介護支援事業（介護計画作成）	平成25年1月1日
合同会社かわかみ	奈良県奈良市神功五丁目4番地の22		

(平成25年3月18日揭示済)

奈良市告示第164号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2の規定により施術者から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成25年3月18日

奈良市長 仲川元庸

指定施術者の氏名		廃止した施術の種類	廃止年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
溝渕 文則		あんま	平成25年3月1日
祥あんマッサージセンター（溝渕 文則）	奈良県奈良市西大寺栄町3-23		
中山 里香		あんま	平成25年3月1日
祥あんマッサージセンター（中山 里香）	奈良県奈良市西大寺栄町3-23		

(平成25年3月18日揭示済)

奈良市告示第165号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により施術者の指定をしましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成25年3月18日

奈良市長 仲川元庸

指定施術者の氏名		施術の種類	指定年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
大東 昇		あんま	平成25年3月1日
祥あんマッサージセンター（大東 昇）	奈良県奈良市西大寺栄町3-23		
菊地 祐一		あんま	平成25年3月1日
祥あんマッサージ	奈良県奈良市西		

ジセンター（菊地 祐一）	大寺栄町3-23		
--------------	----------	--	--

(平成25年3月18日揭示済)

奈良市告示第166号

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第131条の規定に基づく配当計算書については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、総務部税務室滞納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成25年3月19日

奈良市長 仲川元庸

- 1 送達をすべき文書
配当計算書
- 2 送達を受けるべき者
省略

(平成25年3月19日揭示済)

奈良市告示第167号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2の規定により施術者から事業を変更した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成25年3月21日

奈良市長 仲川元庸

	施術者氏名	指定施術機関		変更年月日
		名称	所在地	
旧	岩切 篤史	楽楽整骨院（岩切 篤史）	奈良県奈良市三条大路五丁目3番1号	平成25年1月1日
新	岩切 篤史	からだバランス整骨院（岩切 篤史）	奈良県奈良市三条大路五丁目3番1号	

(平成25年3月21日掲示済)

奈良市告示第168号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2の規定により施術者から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成25年3月21日

奈良市長 仲川 元庸

指定施術者の氏名		廃止した 施 術 の 種 類	廃 止 年 月 日
施術所の名称	施術所の所在地		
岩切 篤史		柔道整復	平成25年 1月1日
からだバランス 整骨院（岩切 篤史）	奈良県奈良市三 条大路五丁目3 番1号		

(平成25年3月21日掲示済)

奈良市告示第169号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準指定年月日 平成25年3月16日

事業所番号	事業者			事業所			サービ ス 種 類
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	
2930100298	特定非営利活動 法人地域活動支 援センターふろ ぼの	630-0257	奈良県生駒市元 町二丁目1-19 元町ストレート ビル1階	特定相談支援事 業所ふろぼの	630-8115	奈良県奈良市大 宮三丁目5-39 第3やまと建 設ビル201	計画相談 支援

(平成25年3月21日掲示済)

奈良市告示第171号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者を指定（更新）

事業所番号	事業者名称	郵便番号	事業者住所	事業所名称	郵便番号	事業所住所	サービス種類	指 定 更 新 日	指 定 有 効 期 限
2910100839	有限会社幸福の郷	631-0034	奈良県奈良市学園南一丁目3-7	しあわせの郷	631-0034	奈良県奈良市学園南一丁目3-7	居宅介護	平成25年 2月16日	平成31年 2月15日
2910100839	有限会社幸福の郷	631-0034	奈良県奈良市学園南一丁目3-7	しあわせの郷	631-0034	奈良県奈良市学園南一丁目3-7	重度訪問介護	平成25年 2月16日	平成31年 2月15日
2910100847	株式会社優花	631-0837	奈良県奈良市若葉台一丁目7-1	優花訪問介護ステーション	631-0837	奈良県奈良市若葉台一丁目7-1	居宅介護	平成25年 3月1日	平成31年 2月28日
2910100847	株式会社優花	631-0837	奈良県奈良市若葉台一丁目7-1	優花訪問介護ステーション	631-0837	奈良県奈良市若葉台一丁目7-1	重度訪問介護	平成25年 3月1日	平成31年 2月28日
2910100664	株式会社椀の家	630-0133	奈良県生駒市あすか野南1-2-2	宅老サロン椀の家奈良営業所	631-0052	奈良県奈良市中町221-1	行動援護	平成25年 3月16日	平成31年 3月15日
2910100854	社会福祉法人青葉仁会	630-2152	奈良県奈良市袖ノ川町50-1	日笠ワークス	630-2173	奈良県奈良市日笠町396-2	生活介護	平成25年 3月16日	平成31年 3月15日
2910100854	社会福祉法人青葉仁会	630-2152	奈良県奈良市袖ノ川町50-1	日笠ワークス	630-2173	奈良県奈良市日笠町396-2	就労継続支援（B型）	平成25年 3月16日	平成31年 3月15日

(平成25年3月21日掲示済)

奈良市告示第172号

用する同法第49条の規定により施術者の指定をしましてので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成25年3月21日

奈良市長 仲川 元庸

指定施術者の氏名		施 術 の 種 類	指 定 年 月 日
施術所の名称	施術所の所在地		
伊藤 健史		柔道整復	平成25年 1月1日
からだバランス 整骨院（伊藤 健史）	奈良県奈良市三 条大路五丁目3 番1号		

(平成25年3月21日掲示済)

奈良市告示第170号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者を指定しましたので、同法第51条の30第2項第1号の規定に基づき告示します。

平成25年3月21日

奈良市長 仲川 元庸

しましたので、同法第51条第1号の規定に基づき告示します。

平成25年3月21日

奈良市長 仲川 元庸

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第13条第1項の規定により登美ヶ丘11次2期住宅地（2工区）土地区画整理事業（A事業）の終了を認可しましたので、同条第4

項において準用する同法第9条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成25年3月22日

奈良市長 仲川元庸

- 1 土地区画整理事業の名称
登美ヶ丘11次2期住宅地（2工区）土地区画整理事業（A事業）
- 2 施行者の名称
近畿日本鉄道株式会社
- 3 事業施行期間
平成23年10月4日から平成25年3月31日まで
- 4 施行地区
奈良市中登美ヶ丘六丁目の一部
- 5 施行認可の年月日
平成23年9月27日
- 6 終了の認可の年月日
平成25年3月22日

(平成25年3月22日揭示済)

奈良市告示第173号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第13条第1項の規定により登美ヶ丘11次2期住宅地（2工区）土地区画整理事業（B事業）の終了を認可しましたので、同条第4項において準用する同法第9条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成25年3月22日

奈良市長 仲川元庸

- 1 土地区画整理事業の名称
登美ヶ丘11次2期住宅地（2工区）土地区画整理事業（B事業）
- 2 施行者の名称
近畿日本鉄道株式会社
- 3 事業施行期間
平成23年10月4日から平成25年3月31日まで
- 4 施行地区
奈良市中登美ヶ丘六丁目の一部
- 5 施行認可の年月日
平成23年9月27日
- 6 終了の認可の年月日
平成25年3月22日

(平成25年3月22日揭示済)

奈良市告示第174号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第13条第1項の規定により奈良市北登美ヶ丘土地区画整理事業の終了を認可しましたので、同条第4項において準用する同法第9条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成25年3月22日

奈良市長 仲川元庸

- 1 土地区画整理事業の名称
奈良市北登美ヶ丘土地区画整理事業

- 2 施行者の名称
三和建设株式会社
- 3 事業施行期間
平成24年1月30日から平成25年3月31日まで
- 4 施行地区
奈良市北登美ヶ丘六丁目の一部
- 5 施行認可の年月日
平成24年1月30日
- 6 終了の認可の年月日
平成25年3月22日

(平成25年3月22日揭示済)

奈良市告示第175号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により奈良県知事から大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）市街化区域と市街化調整区域との区分の変更に係る図書の写しの送付がありましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により当該都市計画の図書を奈良市都市整備部都市計画室都市計画課において公衆の縦覧に供します。

平成25年3月22日

奈良市長 仲川元庸

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称
大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）市街化区域と市街化調整区域との区分
 - 2 縦覧場所
奈良市都市整備部都市計画室都市計画課
- (平成25年3月22日揭示済)

奈良市告示第176号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成25年3月22日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成25年3月22日
- 3 移動対象区域
近鉄新大宮駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
奈良市大安寺西二丁目288-1
奈良市自転車等保管施設
- 5 引取期間
移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除

- く。
- 6 引取時間
午前9時から午後4時30分まで
- 7 引取りのための必要事項
(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの(学生証・運転免許証・保険証等)をお持ちください。
(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。
ア 移動費 自転車 2,000円
原動機付自転車 4,000円
イ 保管費 1,000円(ただし、移動日から14日以内は無料)
- 8 連絡先
奈良市市民生活部 防犯・交通安全課
電話0742-34-1111代表
(平成25年3月22日揭示済)

奈良市告示第177号

平成18年奈良市告示第594号を廃止する告示を次のように定める。

平成25年3月22日

奈良市長 仲川元庸

平成18年奈良市告示第594号を廃止する告示

平成18年奈良市告示第594号(障害者自立支援法の規定による地域生活支援事業の実施に要する費用の額の算定に関する基準)は、廃止する。

附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

(平成25年3月22日揭示済)

奈良市告示第178号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第77条の規定に基づく、地域生活支援事業の実施に要する費用の額に関する基準を次のように定め、平成25年4月1日から適用します。

平成25年3月22日

奈良市長 仲川元庸

1 日常生活用具給付事業

種 目	基準額(円)
特殊寝台(訓練用ベッド)	154,000
特殊マット	19,600
特殊尿器	67,000
入浴担架	82,400
体位変換器	15,000
移動用リフト	159,000
訓練いす	33,100
入浴補助用具	90,000
便器	4,450 手すり付 9,850

歩行補助つえ	3,000
移動・移乗支援用具	60,000
頭部保護帽	12,160
温水洗浄便座	120,000
火災警報器	15,500
自動消火器	28,700
電磁調理器	41,000
歩行時間延長信号機用小型送信機	7,000
聴覚障害者用屋内信号装置	87,400
透析液加温器	51,500
ネブライザー	36,000
電気式たん吸引器	56,400
酸素ボンベ運搬車	17,000
パルスオキシメーター(動脈血中酸素濃度測定器)	50,000
盲人用体温計(音声式)	9,000
盲人用体重計	18,000
携帯用会話補助装置	98,800
情報・通信支援用具	100,000
点字ディスプレイ	383,500
点字器	10,400
点字タイプライター	63,100
視覚障害者用ポータブルレコーダー	録音再生機 85,000 再生専用機 35,000
視覚障害者用活字等読上げ装置	99,800
視覚障害者用拡大読書器	198,000
盲人用時計	触読式 10,300 音声式 13,300
聴覚障害者用通信装置	50,000
聴覚障害者用情報受信装置	88,900
人工喉頭	70,100
蓄便袋	月額(一箇所当たり) 8,600
蓄尿袋	月額(一箇所当たり) 11,300
紙おむつ等(紙おむつ、洗腸用具、さらし・ガーゼ等衛生用品)	月額 12,000
収尿器	男性用 7,700 女性用 8,500
居宅生活動作補助用具	200,000

- 2 移動支援事業
- (1) 個別支援型算定単価
- ア 身体介護を伴う場合
- | | |
|--------------------|--------|
| 所要時間30分以内 | 2,300円 |
| 所要時間30分を超えて1時間以内 | 4,000円 |
| 所要時間1時間を超えて1.5時間以内 | 5,800円 |
| 所要時間1.5時間を超えて2時間以内 | 6,600円 |
- 以後、所要時間30分増すごとに700円を加算した額
- イ 身体介護を伴わない場合
- | | |
|--------------------|--------|
| 所要時間30分以内 | 800円 |
| 所要時間30分を超えて1時間以内 | 1,500円 |
| 所要時間1時間を超えて1.5時間以内 | 2,300円 |
| 所要時間1.5時間を超えて2時間以内 | 3,000円 |
- 以後、所要時間30分増すごとに700円を加算した額
- (2) 施設等利用型算定単価
- 片道540円(所要時間0.5時間換算)
- 3 地域活動支援センター事業及び地域活動支援センター機能強化事業
- (1) 利用者(契約者)が5人以上8人以下
- 事業所1箇所当たり8から当該年度の4月1日における登録者数を差し引いた数に40,000円を乗じた額と600,000円を合算した額を6,000,000円から差し引いた額及び利用者1名当たり年額84,000円と重度障害利用者1名当たり年額68,400円の合計額{(3)に該当する事業所を除く。}
- (2) 利用者(契約者)が9人以上
- 事業所1箇所当たり年額6,000,000円及び利用者1名当たり年額84,000円と重度障害利用者1名当たり年額68,400円の合計額{(3)に該当する事業所を除く。}
- (3) 当該年度当初における委託契約において、地域活動支援センター事業及び地域活動支援センター機能強化事業(地域活動支援センターⅠ型)を委託する場合は、(1)及び(2)の規定にかかわらず地域活動支援センター事業として事業所1箇所当たり年額6,000,000円とする。
- (4) 年度途中で事業開始の場合は、月割りにて計算した金額とする。
- (5) 利用者(契約者)数が変動した場合は年度末に精算するものとする。ただし、予算の範囲内に限る。
- (6) 地域活動支援センター機能強化事業として、地域活動支援センターⅠ型の場合は年額6,000,000円を、地域活動支援センターⅡ型の場合は年額3,000,000円を、地域活動支援センターⅢ型の場合は年額1,500,000円を加算する。
- (7) 重度障害利用者とは、身体障害者手帳1・2級、療育手帳A1、A2、A又は精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持している当該センター利用者をいう。
- (8) 地域活動支援センターⅠ型の場合は、支援体制加算として、国家資格を有する職(社会福祉士・精神保健福祉士等)1人当たり年額500,000円を加算する。た

- だし、2人分を限度とする。
- (9) その他詳細については、委託契約書にて定めるものとする。
- 4 訪問入浴サービス事業
- | | |
|-------|---------|
| 1回当たり | 12,500円 |
|-------|---------|
- 5 更生訓練費給付事業
- (1) 訓練のための経費(月額)
- ア 訓練した日が15日以上 3,150円
- イ 訓練した日が15日未満 1,600円
- (2) 通所のための経費
- | | |
|-------|------|
| 1回につき | 280円 |
|-------|------|
- 6 日中一時支援事業
- (1) 標準型
- | | |
|---------------------|--------|
| ア 所要時間4時間未満 | 1,600円 |
| イ 所要時間4時間以上8時間未満 | 3,200円 |
| ウ 所要時間8時間以上 | 4,800円 |
| エ 入浴加算(入浴サービス提供時のみ) | 420円 |
- (2) 重心型
- | | |
|------------------|---------|
| ア 所要時間4時間未満 | 6,000円 |
| イ 所要時間4時間以上8時間未満 | 12,000円 |
| ウ 所要時間8時間以上 | 18,000円 |
- (3) 遷延性型
- | | |
|------------------|---------|
| ア 所要時間4時間未満 | 3,500円 |
| イ 所要時間4時間以上8時間未満 | 7,000円 |
| ウ 所要時間8時間以上 | 10,500円 |
- (平成25年3月22日揭示済)

奈良市告示第179号

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第4条第7項の規定により奈良市特定間伐等促進計画の変更をしたので、同条の規定により次のとおり公表し当該特定間伐等促進計画を公衆の閲覧に供します。

平成25年3月22日

奈良市長 仲川元庸

閲覧場所 奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市役所観光経済部農林課内

(平成25年3月22日揭示済)

奈良市告示第180号は、奈良市公報号外第25号に掲載

奈良市告示第181号は、奈良市公報号外第26号に掲載

奈良市告示第182号

奈良市バリアフリー基本構想策定協議会設置要綱を次のように定める。

平成25年3月25日

奈良市長 仲川元庸

奈良市バリアフリー基本構想策定協議会設置要綱

(設置)

第1条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号。以下「法」という。)第26条第1項の規定に基づき、奈良市バリアフリー基本構想策定協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 市の区域内の重点整備地区(法第2条第21号に規定する重点整備地区をいう。)について、移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想(以下「基本構想」という。)の策定に関すること。

(2) 基本構想の実施に係る連絡調整に関すること。

(3) その他基本構想の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員25名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 学識経験者

(2) 障害者等が組織する団体を代表する者

(3) 公共交通事業者を代表する者

(4) 奈良県公安委員会の職員

(5) 関係行政機関の職員

(6) 市長が適当と認める者

3 委員の任期は、基本構想を策定した日までとする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。ただし、会長が互選される前に招集する会議は、市長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、協議会の会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庁内検討委員会)

第7条 協議会に、基本構想の策定及び実施に関することを検討するため、奈良市バリアフリー基本構想策定庁内検討委員会を置く。

(協議結果の報告)

第8条 会長は、第2条に掲げる事項の協議等を完了したときは、その結果を市長に報告するものとする。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、交通政策課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附則

(施行期日)

1 この告示は、平成25年3月25日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、基本構想を策定した日限り、その効力を失う。

(平成25年3月25日揭示済)

奈良市告示第183号

パークアンドライドサイクルライド管理業務に係る委託について、次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成25年3月26日

奈良市長 仲川元庸

第1 入札に付する事項

1 件名 パークアンドライドサイクルライド管理業務委託

2 業務場所 奈良市役所駐車場(奈良市二条大路南一丁目1番1号)

3 業務期間 契約の日から平成25年5月31日まで

4 業務概要 サイクルライド管理業務他

第2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次のいずれにも該当しない法人であること。

(1) 自転車駐車場に関し、過去1年以上継続運営している実績を有しない者

(2) 市税(奈良市外の事業者にあつては国税)を滞納している者

(3) 本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中である者

(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てがなされている者(会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。)

(5) 施行令第167条の4の規定に該当する者

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に規定する暴力団及びその構成員

第3 一般競争入札参加申込書及び一般競争入札実施要領の配布場所並びに配布期間

1 配布場所 奈良市都市整備部都市計画室交通政策課(奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市役所中央棟3階)

2 配布期間 平成25年3月26日(火)から同年4月2

日(火)まで(奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第3号)に規定する市の休日を除く。)の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

第4 入札参加申込みの方法

1 一般競争入札参加申込書に必要事項を記載し、誓約書等添付書類を添えて、直接持参により提出すること。

(1) 提出期間 平成25年3月26日(火)から同年4月2日(火)まで(奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。)の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(2) 提出場所 第3の1に同じ。

2 受付期間に申込書等を提出しない者は、この入札に参加することができません。

第5 質疑に関する事項

一般競争入札実施要領等に関して質疑のある場合は、指定の質疑書に質疑内容を記入のうえ、電子メールにより提出してください。

1 提出先 第3の1に同じ。

メールアドレス

kotsuseisaku@city.nara.lg.jp

2 受付期間 平成25年3月26日(火)から同年3月28日(木)午後5時まで

3 回答日 平成25年4月1日(月)

すべての質問と回答を取りまとめ、奈良市ホームページ上に掲載します。

第6 入開札に関する事項

1 入札方法 持参入札

(1) 入札書は、1法人につき1通とします。

(2) 入札書は、封筒に入れて封印し、封筒中央に「入札書」の文字、封筒裏面に事業者の商号又は名称を記入してください。

(3) 落札決定にあたっては、入札書には消費税及び地方消費税を除く金額を記載してください。

2 入開札の日時 平成25年4月5日(金) 午後1時30分

入札完了と同時に開札します。

3 入開札の場所 奈良市役所 入札室

以下省略

(平成25年3月26日揭示済)

奈良市告示第184号

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定に基づき農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告し、当該農用地利用集積計画を次のとおり縦覧します。

平成25年3月27日

奈良市長 仲川元庸

農用地利用集積計画の縦覧場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市観光経済部農林課内

(平成25年3月27日揭示済)

奈良市告示第185号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により大和都市計画(奈良国際文化観光都市建設計画)道路事業7・4・100号三条線(上三条工区)の事業計画の変更の認可に係る図書の写しの送付がありましたので、同法第63条第2項において準用する同法第62条第2項の規定により次の場所で公衆の縦覧に供します。

平成25年3月27日

奈良市長 仲川元庸

縦覧場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市建設部道路室街路課

(平成25年3月27日揭示済)

奈良市告示第186号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により大和都市計画(奈良国際文化観光都市建設計画)道路事業3・4・124号大宮三条本町線の事業計画の変更の認可に係る図書の写しの送付がありましたので、同法第63条第2項において準用する同法第62条第2項の規定により次の場所で公衆の縦覧に供します。

平成25年3月27日

奈良市長 仲川元庸

縦覧場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市建設部道路室街路課

(平成25年3月27日揭示済)

奈良市告示第187号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により大和都市計画(奈良国際文化観光都市建設計画)道路事業3・4・112号油阪佐保山線の事業計画の変更の認可に係る図書の写しの送付がありましたので、同法第63条第2項において準用する同法第62条第2項の規定により次の場所で公衆の縦覧に供します。

平成25年3月27日

奈良市長 仲川元庸

縦覧場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市建設部道路室街路課

(平成25年3月27日揭示済)

奈良市告示第188号

土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第1項の規定に基づき、土地が特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をし

なければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）として次のとおり指定する。

平成25年3月27日

奈良市長 仲川元庸

- 1 形質変更時要届出区域として指定する区域
奈良市東紀寺町一丁目701番1の一部
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類
ふっ素及びその化合物
（別図は省略し、その図面は奈良市環境部環境政策課に備え置いて閲覧に供する。）

（平成25年3月27日揭示済）

奈良市告示第189号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第14項の規定により同条第6項ただし書の規定による特例許可についての公開による意見の聴取を行いますので、同条第15項の規定により次のとおり告示します。

平成25年3月28日

奈良市長 仲川元庸

期 日	平成25年4月11日（木曜日）午後7時から
場 所	奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市役所 北棟5階 第21会議室
申 請 内 容	申請の要旨 第二種住居地域内における自動車修理工場付店舗の新築工事について
	申請者 株式会社カミッグ 代表取締役 松島 正昭
	申請場所 奈良市柏木町468番地の1他
建築物概要	敷地面積 3,956.57㎡ 建築面積 1,762.27㎡ 延べ面積 1,762.27㎡ 階 数 1階

- 1 この許可に利害関係を有する方はご出席ください。
- 2 この公開による意見の聴取の詳しいことについては、奈良市都市整備部まちづくり指導室建築指導課までお問い合わせください。電話：0742-34-4750（直通）

（平成25年3月28日揭示済）

奈良市告示第190号

奈良市母子家庭高等技能訓練促進費等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成25年3月28日

奈良市長 仲川元庸

奈良市母子家庭高等技能訓練促進費等交付要綱の一部を改正する告示

奈良市母子家庭高等技能訓練促進費等交付要綱（平成16年奈良市告示第336号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

奈良市母子家庭高等技能訓練促進費等交付要綱

第1条中「母子家庭の母」の次に「又は父子家庭の父」を加える。

第2条第1項第1号中「母子家庭の母」の次に「又は父子家庭の父（母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第17条に定める配偶者のない者で現に児童を扶養しているものをいう。また、父子家庭の父については、平成25年4月1日以後に修業を開始したものをいう。）」を加え、同条第2項第1号中「母子家庭の母」の次に「又は父子家庭の父」を加える。

第4条中「3年」を「2年」に改める。

第6条第1項及び第2項中「母子家庭の母」の次に「又は父子家庭の父」を加える。

第7条第1項中「母子家庭高等技能訓練促進費等交付申請書」を「母子家庭高等技能訓練促進費等交付申請書」に改め、同条第2項中「母子家庭高等技能訓練促進費等交付申請書」を「母子家庭高等技能訓練促進費等交付申請書」に改め、同条第3項中「修業期間の2分の1に相当する期間（その期間が18月を超えるときは、修業する期間から18月を減じた期間）を経過した」を「修業開始」に改める。

第8条第1項中「母子家庭高等技能訓練促進費等交付決定通知書」を「母子家庭高等技能訓練促進費等交付決定通知書」に、「母子家庭高等技能訓練促進費等不交付決定通知書」を「母子家庭高等技能訓練促進費等不交付決定通知書」に改め、同条第3項中「母子家庭高等技能訓練促進費等交付変更決定通知書」を「母子家庭高等技能訓練促進費等交付変更決定通知書」に改める。

第9条第2項及び第3項中「母子家庭高等技能訓練促進費等交付請求書」を「母子家庭高等技能訓練促進費等交付請求書」に改める。

第11条中「母子家庭の母」の次に「又は父子家庭の父」を加え、「母子家庭高等技能訓練促進費等受給資格喪失・課税状況変更届」を「母子家庭高等技能訓練促進費等受給資格喪失・課税状況変更届」に改める。

第12条中「母子家庭高等技能訓練実績報告書」を「母子家庭高等技能訓練実績報告書」に改める。

別記第1号様式（高等技能訓練促進費用）中「母子家庭高等技能訓練促進費等交付申請書」を「母子家庭高等技能訓練促進費」を「母子家庭高等技能訓練促進費」に改め、同様式（入学支援修了一時金用）中「母子家庭高等技能訓練促進費等交付申請書」を「母子家庭高等技能訓練促進費」に改める。

別記第2号様式中「母子家庭高等技能訓練促進費等交付決定通知書」を「母子家庭高等技能訓練促進費等交付決定通知書」に、「母子家庭高等技能訓練促進費等交付申請書」を「母子家庭高等技能訓練促進費等交付申請書」に改め、同様式（注）第1項中「母子家庭高等技能訓練促進費」を「母子家庭高等技能訓練促進費」に改め、同様式

(注) 第2項中「母子家庭高等技能訓練促進費等交付請求書」を「母子家庭等高等技能訓練促進費等交付請求書」に改め、同様式(注)第3項中「母子家庭の母」の次に「又は父子家庭の父」を加える。

別記第3号様式中「母子家庭高等技能訓練促進費等不交付決定通知書」を「母子家庭等高等技能訓練促進費等不交付決定通知書」に、「母子家庭高等技能訓練促進費等交付申請書」を「母子家庭等高等技能訓練促進費等交付申請書」に改める。

別記第3号様式の2中「母子家庭高等技能訓練促進費等交付変更決定通知書」を「母子家庭等高等技能訓練促進費等交付変更決定通知書」に、「母子家庭高等技能訓練促進費等」を「母子家庭等高等技能訓練促進費等」に改め、同様式(注)第1項中「母子家庭高等技能訓練促進費」を「母子家庭等高等技能訓練促進費」に改め、同様式(注)第2項中「母子家庭高等技能訓練促進費等交付請求書」を「母子家庭等高等技能訓練促進費等交付請求書」に改め、同様式(注)第3項中「母子家庭の母」の次に「又は父子家庭の父」を加える。

別記第4号様式中「母子家庭高等技能訓練促進費等交付請求書」を「母子家庭等高等技能訓練促進費等交付請求書」に、「母子家庭高等技能訓練促進費・入学支援修了一時金」を「母子家庭等高等技能訓練促進費・入学支援修了一時金」に、「母子家庭高等技能訓練促進費等」を「母子家庭等高等技能訓練促進費等」に改める。

別記第5号様式中「母子家庭高等技能訓練促進費等受給資格喪失・課税状況変更届」を「母子家庭等高等技能訓練促進費等受給資格喪失・課税状況変更届」に、「母子家庭高等技能訓練促進費」を「母子家庭等高等技能訓練促進費」に改め、「母子家庭の母」の次に「又は父子家庭の父」を加える。

別記第6号様式中「母子家庭高等技能訓練実績報告書」を「母子家庭等高等技能訓練実績報告書」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成25年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 平成25年3月31日までに修業を開始した者については、この告示による改正後の奈良市母子家庭等高等技能訓練促進費等交付要綱(以下「改正後の要綱」という。)第4条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 平成25年度における父子家庭の父に係る訓練促進費の支給は、平成25年9月30日までの間において申請があった場合は、改正後の要綱第2条の対象者に該当するに至った日の属する月以後の各月において支給できるものとする。

(平成25年3月28日揭示済)

奈良市告示第191号

奈良市母子家庭自立支援教育訓練給付金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成25年3月28日

奈良市長 仲川元庸

奈良市母子家庭自立支援教育訓練給付金交付要綱の一部を改正する告示

奈良市母子家庭自立支援教育訓練給付金交付要綱(平成16年奈良市告示第335号)の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

奈良市母子家庭等自立支援教育訓練給付金交付要綱第1条中「母子家庭の母」の次に「又は父子家庭の父」を加え、「、母子家庭」の次に「及び父子家庭」を加え、「母子家庭自立支援教育訓練給付金」を「母子家庭等自立支援教育訓練給付金」に改める。

第2条中「母子家庭の母」の次に「又は父子家庭の父(母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第17条に定める配偶者のない者で現に児童を扶養しているものをいう。)」を加える。

第5条第1項及び第2項中「母子家庭の母」の次に「又は父子家庭の父」を加える。

第6条中「母子家庭自立支援教育訓練給付金受講対象講座指定申請書」を「母子家庭等自立支援教育訓練給付金受講対象講座指定申請書」に改める。

第7条第3項中「母子家庭自立支援教育訓練給付金受講対象講座指定通知書」を「母子家庭等自立支援教育訓練給付金受講対象講座指定通知書」に、「母子家庭自立支援教育訓練給付金受講対象講座不指定決定通知書」を「母子家庭等自立支援教育訓練給付金受講対象講座不指定決定通知書」に改める。

別記第1号様式中「母子家庭自立支援教育訓練給付金受講対象講座指定申請書」を「母子家庭等自立支援教育訓練給付金受講対象講座指定申請書」に、「(あて先)」を「(宛先)」に、「母子家庭自立支援教育訓練給付」を「母子家庭等自立支援教育訓練給付」に改め、同様式(注)第5項中「母子家庭自立支援教育訓練給付金」を「母子家庭等自立支援教育訓練給付金」に改め、同様式(注)第6項中「奈良市母子家庭自立支援教育訓練給付金交付要綱」を「奈良市母子家庭等自立支援教育訓練給付金交付要綱」に改める。

別記第2号様式中「母子家庭自立支援教育訓練給付金受講対象講座指定通知書」を「母子家庭等自立支援教育訓練給付金受講対象講座指定通知書」に、「母子家庭自立支援教育訓練給付金受講対象講座指定申請書」を「母子家庭等自立支援教育訓練給付金受講対象講座指定申請書」に改め、同様式(注)第5項中「母子家庭自立支援教育訓練給付金」を「母子家庭等自立支援教育訓練給付金」に改め、同様式(注)第6項中「奈良市母子家庭自立支援教育訓練給付金交付要綱」を「奈良市母子家庭等自立支援教育訓練給付金交付要綱」に改める。

別記第3号様式中「母子家庭自立支援教育訓練給付金受講対象講座不指定決定通知書」を「母子家庭等自立支援教育訓練給付金受講対象講座不指定決定通知書」に、「母子家庭自立支援教育訓練給付金受講対象講座指定申請書」を「母子家庭等自立支援教育訓練給付金受講対象講座指定申

請書」に改める。

附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

(平成25年3月28日揭示済)

奈良市告示第192号

奈良市母子家庭等日常生活支援事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成25年3月28日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市母子家庭等日常生活支援事業実施要綱の一部を改正する告示

奈良市母子家庭等日常生活支援事業実施要綱(平成18年奈良市告示第195号)の一部を次のように改正する。

第7条の見出しを「(日常生活支援事業の利用登録)」に改め、同条第1項中「次に掲げる事項を記載した申請書」を「母子家庭等日常生活支援事業利用登録申請書(別記第1号様式。以下「申請書」という。)」に改め、「を経由して事業受託者に」を削り、同項各号を削り、同条第3項及び第4項を次のように改める。

3 市は、第1項の規定による申請を受理した場合は、当該母子家庭等を家庭生活支援員派遣対象家庭名簿(以下「名簿」という。)に登録し整理するとともに、当該母子家庭等に対して、母子家庭等日常生活支援事業利用登録書(別記第2号様式。以下「登録書」という。)を交付する。

4 名簿に登録された母子家庭等は、登録申請の内容に変更が生じた場合は、速やかに、母子家庭等日常生活支援事業登録事項変更届出書(別記第3号様式。以下「変更届出書」という。)を市に提出するものとする。

第7条に次の2項を加える。

5 市は変更届出書を受理したときは、名簿を整理し、世帯区分等に変更がある場合は、当該母子家庭等に対して登録書を再交付し、第3条の対象家庭でなくなった場合は、名簿から削除し、当該母子家庭等に対してその旨を通知するものとする。

6 名簿の登録期間は毎年7月末までとし、当該母子家庭等が8月以降も継続してこの事業を利用する場合は、新たに申請書を提出するものとする。

第11条を第13条とし、第10条を第12条とし、第9条を第11条とし、第8条に次の1項を加え、同条を第10条とする。

2 市は、前条第2項の提出があったときは、審査のうえ前項の負担額を決定し、当該母子家庭等に対して母子家庭等日常生活支援事業利用者負担額決定通知書(別記第7号様式)により通知するものとする。

第7条の次に次の2条を加える。

(家庭生活支援員の派遣)

第8条 事業受託者は、名簿に登録されている母子家庭等から家庭生活支援員の派遣等の要請があったときは、その必要性を判断して、速やかに家庭生活支援員の派遣の可否を決定し、母子家庭等日常生活支援事業家庭生活支

援員派遣等依頼書(別記第4号様式)により必要な支援の依頼を行うとともに、当該母子家庭等に対して、母子家庭等日常生活支援事業家庭生活支援員派遣等決定通知書(別記第5号様式。以下「決定通知書」という。)により通知するものとする。

2 事業受託者は、家庭生活支援員の派遣が緊急を要すると認めるときは、事後において所定の手続を行うものとする。

(派遣等の証明)

第9条 家庭生活支援員は、派遣等の期間が終了したときは、母子家庭等日常生活支援事業派遣等証明書(別記第6号様式。以下「証明書」という。)に当該母子家庭等からの証明を受け、これを遅滞なく事業委託者に提出しなければならない。

2 事業委託者は、家庭生活支援員の派遣等を終了したときは、前項の証明書により確認し、当該証明書の写しに当該派遣等に係る決定通知書の写しを添えてこれを遅滞なく市に提出しなければならない。

別表中「(第8条関係)」を「(第10条関係)」に改め、同表の次に次の7様式を加える。

別記

第1号様式(第7条関係)

登録番号	
------	--

母子家庭等日常生活支援事業利用登録申請書

年 月 日

(宛先) 奈良市長

申請者氏名 _____ 印

下記のとおり母子家庭等日常生活支援事業の利用登録を申請します。

申請者の状況	自宅	住所	〒	生年月日		
		電話番号		年 月 日 (歳)		
	勤務先	住所	〒	母子家庭等となった日		
		電話番号		年 月 日		
				緊急連絡先		
家族の状況	氏名	続柄	生年月日(年齢)	学校名・職業等	備考	

※太線内を記入し、必要な添付書類を添えて、子育て相談課へ提出してください。

奈良市確認欄(申請者は記入しないでください。)

1. 申請者の母子家庭等の区分
 母子家庭 父子家庭 寡婦

2. 申請者の世帯区分
 生活保護世帯 市町村民税非課税世帯
 児童扶養手当支給水準世帯 それ以外の世帯

上記の内容を確認しました。

年 月 日

記入者氏名 _____ 印

第2号様式(第7条関係)

母子家庭等日常生活支援事業利用登録書

登録番号		氏名	
有効期間	年 月 日 ~	年 月 日	

- * 登録区分 新規登録 変更登録
- * 母子家庭等の区分 母子家庭 父子家庭 寡婦
- * 世帯区分
- 生活保護世帯 市町村民税非課税世帯
- 児童扶養手当支給水準の世帯 その他の世帯
- * 費用負担基準
- 無料
- 有料 生活援助1時間()円 子育て支援1時間()円

奈良市長

印

《利用上の注意事項》

この登録書は大切に保管し、家庭生活支援員の派遣等を求めるときは下記の事項にご留意の上、(事業委託者)に申し出てください。また、登録申請の内容に変更があれば、速やかに登録事項変更届出書を奈良市子育て相談課へ提出してください。

母子家庭等日常生活支援事業が利用できる場合

1. 自立促進に必要な事由(技能修得のための通学、就職活動等)により、一時的に生活援助、保育サービスが必要な場合
2. 社会通念上必要と認められる事由(疾病、出産、看護、事故、災害、冠婚葬祭、失踪、転勤、出張、学校等の公的行事への参加等)により、一時的に生活援助、保育サービスが必要な場合

家庭生活支援員に依頼できる仕事

①乳幼児の保育 ②食事の世話 ③住居の掃除 ④身の回りの世話 ⑤生活必需品等の買物 ⑥医療機関等の連絡 ⑦その他必要と認められる用務

援助が受けられる場所

1. 生活援助…被生活援助者の居宅
2. 子育て支援…①家庭生活支援員の居宅 ②講習会等職業訓練を受講している場所 ③児童館等母子家庭等の利用しやすい適切な場所

援助を受けられる単位、期間

1. 生活援助…1時間単位
2. 子育て支援…2時間を基本単位とし、以後1時間単位
3. 派遣等の日数は、日常生活等に支障が生じている状況に応じ必要と認められる期間(1ヶ月10日又は30時間、年間60時間程度)

第3号様式(第7条関係)

登録番号	
------	--

母子家庭等日常生活支援事業登録事項変更届出書

年 月 日	
(宛先) 奈良市長	
	(申請者)
	住所
	氏名 印
母子家庭等日常生活支援事業の登録内容について、次のとおり変更がありましたので届け出ます。	

変更内容	
変更年月日	

※太線内を記入し、変更事由を証明する書類を添えて、子育て相談課へ提出してください。

奈良市確認欄(申請者は記入しないでください。)

<p>1. 申請者の母子家庭等の区分</p> <p><input type="checkbox"/>母子家庭 <input type="checkbox"/>父子家庭 <input type="checkbox"/>寡婦 <input type="checkbox"/>その他の家庭</p> <p>2. 申請者の世帯区分</p> <p><input type="checkbox"/>生活保護世帯 <input type="checkbox"/>市町村民税非課税世帯</p> <p><input type="checkbox"/>児童扶養手当支給水準世帯 <input type="checkbox"/>それ以外の世帯</p> <p>上記の内容を確認しました。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>確認者職氏名 印</p>

第4号様式(第8条関係)

母子家庭等日常生活支援事業家庭生活支援員派遣等依頼書

(母子家庭・父子家庭・寡婦)

年 月 日

家庭生活支援員 _____ 様

(事業委託者)

_____ 印

次のとおり日常生活支援事業の利用申請がありましたので、派遣等を依頼します。

申請者 氏 名 _____

(〒 -)

住 所 _____

生年月日 _____ 年 月 日

電話番号 _____

派 遣 等 日 時		備 考
月 日	: ~ :	
月 日	: ~ :	
月 日	: ~ :	
月 日	: ~ :	
月 日	: ~ :	
月 日	: ~ :	

第5号様式(第8条関係)

母子家庭等日常生活支援事業家庭生活支援員派遣等決定通知書

登録番号	母子家庭等の区分		
世帯区分			
費用負担基準			
利用者住所			
支 援 日 時	支 援 内 容	支 援 場 所	利 用 者 負 担 額
年 月 日 ~ () 時間			円
年 月 日 ~ () 時間			円
年 月 日 ~ () 時間			円
年 月 日 ~ () 時間			円
年 月 日 ~ () 時間			円
年 月 日 ~ () 時間			円
		合 計 金 額	円

さきに申込みのありました母子家庭等日常生活支援事業の利用について、上記のとおり決定しましたので通知します。

なお、派遣等の内容に変更がある場合は、直ちに(事業委託者)に連絡してください。

年 月 日

(利用者氏名)

様

(事業委託者)

印

第6号様式(第9条関係)

母子家庭等日常生活支援事業派遣等証明書

(母子家庭 ・ 父子家庭 ・ 寡婦)

家庭生活支援員氏名			
支援内容			
	利 用 日 時	利 用 場 所	
月 日	: ~ :		
月 日	: ~ :		
月 日	: ~ :		
月 日	: ~ :		
月 日	: ~ :		
月 日	: ~ :		

上記のとおり家庭生活支援員の派遣等を受けたことに相違ありません。

年 月 日

(事業委託者)

様

家庭生活支援員の派遣等を受けた者

住 所 _____

氏 名 _____ 印 _____

第7号様式(第10条関係)

母子家庭等日常生活支援事業利用者負担額決定通知書

支 援 日 時		支 援 内 容	支 援 場 所	利 用 者 負 担 額
年 月 日	～ () 時間			円
年 月 日	～ () 時間			円
年 月 日	～ () 時間			円
年 月 日	～ () 時間			円
年 月 日	～ () 時間			円
年 月 日	～ () 時間			円
			合 計 金 額	円

さきに母子家庭等日常生活支援事業を利用されたことについて、利用者負担額は上記のとおり決定しましたので通知します。

なお、同封の納入通知書により、最寄りの奈良市指定金融機関等へ納期限内に納入してください。

年 月 日

(利用者氏名)

様

奈良市長

印

附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。
(平成25年3月28日揭示済)

奈良市告示第193号

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の5第1項の規定により奈良市森林整備計画をたてたので、当該森林整備計画を公衆の縦覧に供します。

平成25年3月28日

奈良市長 仲 川 元 庸

閲覧場所

奈良市役所 観光経済部農林課

(平成25年3月28日揭示済)

奈良市告示第194号

奈良市特定不妊治療費助成金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成25年3月28日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市特定不妊治療費助成金交付要綱の一部を改正する告示

奈良市特定不妊治療費助成金交付要綱（平成16年奈良市告示第289号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

奈良市不妊に悩む方への特定治療支援事業費助成金交付要綱

第5条中「15万円まで」の次に「(別図のC及びFに該当する場合は1回の治療につき7万5千円まで)」を加える。

第6条第1項中「特定不妊治療費助成金交付申請書」を「奈良市不妊に悩む方への特定治療支援事業費助成金交付申請書」に改め、同項第1号中「特定不妊治療受診等証明書」を「不妊に悩む方への特定治療支援事業受診等証明書」に改め、同項第2号中「医療機関発行の」を「指定医療機関が発行する」に改め、同項第3号中「書類」の次に「(続柄記載の住民票の写し等)」を加え、同項第4号中「書類」の次に「(課税証明書等)」を加え、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 夫及び妻の住所を確認できる書類（住民票の写し又は戸籍の附票）

別記第1号様式を次のように改める。

別記

第1号様式(第6条関係)

奈良市不妊に悩む方への特定治療支援事業費助成金交付申請書

(宛先) 奈良市長

奈良市不妊に悩む方への特定治療支援事業費助成金の交付を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

また裏面の各説明内容に目を通し、本申請に関して奈良市が他の自治体や受診医療機関へ確認を行うことに同意します。

		申請日	年 月 日			
		ふりがな	生 年 月 日			
		氏名				
申請者	夫		年 月 日生(歳)			
	妻		年 月 日生(歳)			
	住所(※1)	〒	電話 ()			
	住所(※2)	〒	電話 ()			
過去にこの助成金を受けたことがありますか。(特定不妊治療費助成金及び本事業)						
ない・ある → 過去()回・今年度()回目						
助成金を受けた自治体は(奈良市・都道府県・市)						
申請額 金 円						
振込先	金融機関名	銀行 金庫 農協	本店 支店 出張所	預金種別		<input type="checkbox"/> 普通
	ふりがな 口座名義人		口座番号			<input type="checkbox"/> 当座

申請受理年月日	年 月 日	(承認・不承認) 決定年月日	年 月 日
受給者番号			

(注) 太枠の中をご記入ください。(申請者名…署名でない場合は、押印をお願いします。)

(※1) 夫婦の住所を記入してください。

(※2) 単身赴任等で夫と妻の住所が異なる場合に記入してください。

(添付書類)

- ① 不妊に悩む方への特定治療支援事業受診等証明書(別記第2号様式)
- ② 指定医療機関が発行する領収書の写し
- ③ 法律上の婚姻をしている夫婦であることを証明する書類(続柄記載の住民票の写し等)
- ④ 夫及び妻の住所を確認できる書類(住民票の写し又は戸籍の附票)
- ⑤ 夫及び妻の所得額を証明する書類(課税証明書等)

備考 裏面に治療の内容・結果及び妊娠の経過についての行政への報告を行うことに関する説明を記載する。